

令和3年10月20日からオンライン資格確認の本格運用が開始されます。

延期されていたオンライン資格確認の導入について、令和3年10月20日から本格運用が開始されることになりました。

今後、マイナポータルサイトからの保険証利用の申込（初回登録）を行ったマイナンバーカードについては、保険医療機関等で提示することで、順次、資格確認が行えることとなります。

また、マイナンバーカードの保険証利用の詳細や、窓口でオンライン資格確認を行える保険医療機関等については、下記の厚生労働省HPをご確認ください。

- マイナンバーカードの保険証利用については、下記厚生労働省HPよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

- 窓口でオンライン資格確認を行える保険医療機関等については、下記厚生労働省HPよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

<マイナンバーカードを保険証利用する際はご注意ください>

- ◎ カードリーダー機器の設置等が行われている保険医療機関等でのみ利用が可能です。
 - ・ 受診予定である保険医療機関等が対応しているか、上記のHP等で事前にご確認ください。
 - ・ 対応していない保険医療機関等を受診される場合は、マイナンバーカードではなく、従来どおり組合員証・組合員被扶養者証等を持参してください。
- ◎ 下記の事例に該当する方は注意が必要です。
 - ・ 資格の得喪が生じたとき
(例：組合員になったとき、または退職したとき・被扶養者に認定されたとき、または被扶養者資格を取消されたとき等)
 - ・ 資格内容の異動が生じたとき
(例：氏名の変更等)

⇒届出をされた後、オンライン資格確認上で資格情報が反映されるまでにタイムラグがあります。

その際は、一時的に窓口で10割負担となることがありますのでご注意ください(資格情報の反映後に再度マイナンバーカードを保険医療機関等へ提示し、自己負担割合に応じた額の返金を受けることになる場合があります)。

組合員証等またはマイナンバーカードの利用によるオンライン資格確認については、共済だより(令和2年10月号、令和3年1月号・4月号)をご参照ください。